

葛城市クリーンセンター  
長期包括管理運営業務委託募集要項

令和2年9月

葛 城 市

## 第1章 募集要項等の定義

葛城市（以下「本市」という。）は、葛城市クリーンセンター長期包括管理運営業務（以下「本業務」という。）委託について、受託者を公募により特定し、実施する。この葛城市クリーンセンター長期包括管理運営業務委託募集要項（以下「本募集要項」という。）は、本市が本業務を実施する受託者を公募型プロポーザル方式により募集及び特定するにあたり、これに応募しようとする者に配布するものである。応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な資格審査書類及び提案書を提出する。

また、本募集要項に併せて配布する葛城市クリーンセンター長期包括管理運営委託事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）、葛城市クリーンセンター長期包括管理運営業務委託様式集（以下「様式集」という。）は本募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

## 第2章 対象業務の概要

### 1 業務名

葛城市クリーンセンター長期包括管理運営業務委託

### 2 施設等の管理者

葛城市長

### 3 業務実施場所

葛城市當麻120番地

### 4 施設概要

本業務の対象とする施設（以下、「本件施設」という。）の概要は以下のとおりである。

施設名称：葛城市クリーンセンター

所在地：奈良県葛城市當麻120番地

敷地面積等：敷地面積15,305.79㎡、建築面積1,609.47㎡、延床面積：5588.22㎡

施設構成：①計量棟、②焼却施設、③リサイクル施設、④管理・啓発施設  
(②③は合棟)

建設期間：着工 平成25年2月～竣工 平成29年3月、供用開始 平成29年4月

施工業者：株式会社 川崎技研

処理能力：25 t / 日×2基（最大50 t / 日）

施設能力：炉形式 間欠運転式ストーカ炉

施設規模 50 t / 日（25 t / 16 h × 2 炉）

熱しゃく減量 7%以下

設備内容：受入供給設備 計量機、炭化物受入供給装置、  
ピットアンドクレーン方式

燃焼設備 間欠運転式ストーカ炉（燃焼炉＋再燃焼室）

燃焼ガス冷却設備 水噴射式

排ガス処理設備 有害ガス除去装置、ろ過式集じん装置

余熱利用設備 給湯設備

通風設備 平衡通風方式、白煙防止装置

灰出設備 焼却炉（灰ピット方式）、

飛灰（薬剤処理、飛灰処理物ピット方式）

給水設備 生活用水（上水）、プラント用水（上水、再処理水）

排水処理設備 ごみピット汚水（高温酸化処理）

生活排水（下水道へ放流）

プラント排水（排水処理後再利用）

電気計装設備 高圧受電方式、分散型自動制御システム

煙突高さ 地上（GL）より40m

## 5 業務内容

本業務に応募し、特定の結果、業務履行予定者（以下「履行予定者」という。）と本業務について本市との契約交渉を経て本市と契約を締結した受託者が、本件施設へ搬入される一般廃棄物の処理を行い、本件施設の運転・維持管理等を行う。

### (1) 業務目的

本市が設置した葛城市クリーンセンター（焼却施設）（以下「本件施設」という）の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検・整備、部品等の調達、各種修繕・補修等について、本件施設の性能を十分に発揮させ、効率的及び安定的かつ安全な運営を目的として、本業務に適用するものである。

### (2) 業務期間及び契約の考え方

#### ① 業務準備期間（引継期間）

・令和2年12月下旬～令和3年2月28日まで

#### ② 業務期間

・令和3年3月1日から令和12年3月31日まで

#### ③ 乖離請求期間

受託者が、募集要項等の書類に記載する本件施設の内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これらの乖離については本市及び受託者の双方協議のうえで解決することとする。乖離を請求することができる期間は、次のとおりとする。

・令和3年3月1日から令和4年2月28日まで

#### ④ 受託者の収入

本市は、受託者が実施する施設の運営・維持管理業務の対価を、委託料として業務期間にわたって受託者に支払う。

#### ⑤ 業務期間終了時の取扱

ア 事業期間終了後、受託者は、本市及び本市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、受託者は、以下の業務を行うこととする。

(ア) 運営維持管理業務に引継ぎに必要な書類の整備、提出及び業務

- A 事業実施計画書（事業期間終了後の計画の立案等を含む）
- B 運営維持管理業務に係る履歴
- C 事故故障履歴
- D 施設点検整備履歴
- E 受託者が自ら更新・整備を行った設備の図面
- F 受託者が自ら更新・整備を行った設備機器の取扱説明書
- G 予備品、消耗品、用役等の調達方法

(イ) 本市及び本市が指定する第三者への引継業務

A 資料の開示

B 施設及び運転状況の視察に対する協力

イ 本市が、事業期間終了後の本事業を公募に供することが適切でないと判断した場合、受託者は本事業の継続に関して本市の協議に応じるものとする。

(3) 本業務の範囲

本業務で、受託者が行う業務の範囲は次のとおりとする。詳細については要求水準書に示す。

業務の範囲

業務内容

受入管理業務

受入監視業務

運転管理等業務

運転管理業務

余熱利用業務

残渣等搬出業務

環境等管理業務

維持管理業務

物品・用役等調達業務

点検・補修業務

建物、建築設備等維持管理業務

施設性能の確認検査業務

その他管理業務

情報管理業務

安全衛生管理業務

清掃業務

警備業務

施設見学対応業務

市民対応（地元対応）

(4) 本業務の予定価格

本業務の契約期間における委託料の合計費用の本市としての予定価格は以下のとおりであり、応募者が提案する価格が予定価格を上回った場合は失格となる。

予定価格（消費税を除く金額）： 2, 307, 639, 000円

### 第3章 受託者募集等のスケジュール（予定）

受託者の募集及び特定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、受託者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 時期                  | 内容               |
|---------------------|------------------|
| 令和2年9月9日～9月25日      | 募集要項等の公表         |
| 令和2年9月9日～9月25日      | 公募参加受付及び書類の配布    |
| 令和2年9月28日～9月30日     | 1次審査（書類審査）の結果通知  |
| 令和2年10月1日～11月20日    | 提案書類の受付          |
| 令和2年11月24日～12月上旬    | プレゼンテーション及びヒアリング |
| 令和2年12月中旬           | 優先交渉権者決定・公表      |
| 令和2年12月下旬           | 基本協定書の締結         |
| 令和2年12月下旬           | 業務契約の交渉・締結       |
| 令和2年12月下旬～令和3年2月28日 | 委託業務準備期間         |
| 令和3年3月1日～令和12年3月31日 | 委託業務開始           |

### 第4章 応募に関する事項

#### 1 応募者の備えるべき参加資格要件

募集に参加するものは、以下の要件の全てを満たすこと。

##### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、一企業又は複数の企業で構成すること。
- イ 応募者が複数企業から構成される場合は、代表企業を定めること。また、資格審査書類（応募参加表明書及び応募参加資格確認申請書等）の提出時に、応募者の構成員について明らかにすること。
- ウ 応募者の構成員の変更は、原則認めない。
- エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。

##### (2) 応募者の参加資格要件

応募者は、参加資格認定基準日（令和2年9月1日とする）において、次に掲げる要件をすべて備えていること。但し、参加資格確認から契約締結までの期間に、応募者又は応募者を構成する企業が以下に示す参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。また、応募者が複数の企業から構成される場合には、すべての構成員が、次のアからコの要件を備え、いずれかの構成員がサからスの要件を備えること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 葛城市において、令和2・3年度建設工事等入札参加に係る「物品・役務」の役務の提供（Q-1：建物管理）の業務名（⑰その他）で登録されていること。
- ウ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第75号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。
- カ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者でないこと。
- キ 本業務に係る委員会の委員と資本・人事面、業務において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該関与者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する者をいい、「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が、当該関与者の代表権を有する役員を兼ねている場合の会社をいい、「業務において関連がある者」とは、当該関与者と令和2年度において業務契約を締結している者をいう。
- ク 公告日から優先交渉権者決定の日まで、葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ケ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- コ 葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱に掲げる排除措置対象法人等に該当しないこと。
- サ 過去5年以内において一般廃棄物焼却施設の運転管理について継続して1年以上の元請けとしての業務実績を1件以上有していること。
- シ 過去5年以内において一般廃棄物焼却施設のプラント設備の修繕、更新等の業務について元請けとしての業務実績を1件以上有していること。
- ス 本件施設の管理ができる廃棄物処理施設技術管理士の資格を有する者を本業務の開始までに配置できること。

## 2 応募に関する留意事項

### (1) 募集要項等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。但し、本市は、本業務の範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(5) 応募書類の取扱い

提出された応募書類については、変更することができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(6) 本市が提示する参考資料の取扱い

本市が提示する参考資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(7) 応募失格に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、失格とする。

ア 本応募において提出される書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき

イ 本応募の提出書類に虚偽の記載があるとき

ウ 応募者が提案する価格が本業務の予定価格を上回ったとき

エ 本応募の提出書類の内容について説明を受ける場に応募者が出席しないとき

オ 関係者に対する不当な活動を行ったと認められるとき

(8) 応募の延期等

本市が必要と認めたときは、応募を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。この場合に応募者に発生した費用は、応募者の負担とする。

(9) その他

資格審査以降において、応募者に募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての必要な連絡事項が生じた場合には、応募者に通知する。



### 3 応募に関する手続

#### (1) 募集要項等の配布

本応募に係る書類の配布として募集要項等の配布を次のとおり行う。

##### ① 配布日

令和2年9月9日から令和2年9月25日まで

##### ② 配布時間及び場所

時間：土、日曜日を除く午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※ただし、最終日については、正午までとする。

場所：葛城市クリーンセンター（葛城市當麻120番地）

##### ③ 配布資料

募集要項、要求水準書、様式集

#### (2) 参加の受付

参加を希望する者は、募集要項等で定める書式にて参加の意思を表明するとともに、参加資格について確認を行うため、必要書類の提出を行うこと。

##### ① 受付期間

募集要項等公表日から令和2年9月25日（金）正午まで。

##### ② 提出書類

提出書類については、次のとおりとし、書類は各正1部複写10部を提出すること。

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 構成員表（第2号様式）

ウ 参加資格確認申請書（第3号様式）及び添付書類

i) 会社概要・業務経歴書

ii) 登記簿謄本

iii) 代表企業及び全構成企業の納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに奈良県の県税及び本市の法人市民税納税義務者にあたっては当該納税証明書）の写し

iv) 印鑑証明書及び印鑑届

（様式自由：構成員全員について、実印を押印の上、本業務の応募手続等に使用する印鑑及びその使用者を届けること）

エ 運転・維持管理実績（第4号様式）及び当該実績を有していることを証明する書類（契約書の写し等）

オ 委任状（第8号様式・必要な場合のみ）

③ 提出先

葛城市クリーンセンター（葛城市當麻120番地）

④ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

(3) 資格の審査及び結果の通知

参加資格の審査結果は、9月30日までに応募者（複数の企業からなる場合は代表企業）に対し、書面にて通知する。

(4) 参考資料の閲覧及び現地見学

参加資格の確認において失格とならなかった応募者は第5号様式-1の守秘義務に関する誓約書を提出した後、参考資料の閲覧及び現地見学を行うことができる。参考資料の閲覧及び現地見学を希望する企業は、第5号様式-2により、電子メールにて申し込むこと。なお、本件施設に入場できる人数は、応募者概ね5名までとし、その他詳細は以下のとおりとする。

① 守秘義務

応募者は参考資料の閲覧及び現地見学を実施する前日までに第5号様式-1により情報の取り扱いについて定めた守秘義務に関する誓約書を、郵送もしくは持参のうえ提出することとし、応募者から第5号様式-1の提出が無ければ参考資料の閲覧及び現地見学の実施は認めない。

② 時間及び場所

日 時：本市が応募者の希望を踏まえ調整し、本市が決定した日とする。

参考資料の閲覧及び現地見学の時間は1日の中で午前9時から正午、午後1時から午後4時とする。

なお、参考資料の閲覧と現地見学は同時実施できない。

場 所：葛城市クリーンセンター（葛城市當麻120番地）

持参品：応募者は施設見学時に必要となる安全保護具を用意し、必要な保護具がない場合は入場を認めない。

注 意：来場時に必ず管理棟の本市担当職員に来場趣旨を伝え、本市担当職員の指示に従い参考資料の閲覧及び現地見学を行う。なお、現地見学においては本市の許可なくカメラ、ビデオ等の記録媒体を使用してはならず、参考資料の閲覧にあたっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体を使用してはならない。また、参考資料の閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

責 任：来場時に発生した損害は、応募者の責任とする。ただし、明らかに本市の運営上の過失に伴う応募者の損害は別途協議する。また、本

市の下承を得ること無く本件施設の設備機器に触れてはならない。

③ 閲覧できる参考資料

応募者が閲覧できる参考資料は以下のとおりとする。

- 施設配置図
- 機器配置図
- 竣工関連図書
  - ・ 竣工図書
  - ・ 取扱説明書
- 葛城市クリーンセンター精密機能検査報告書
- その他
  - ・ 維持管理に関する書類
  - ・ 地元との覚書（写し）

(5) 提案書類作成に関する質問の受付

提案書類の作成にあたり本市が配布する募集要項等の資料等について質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和2年10月1日（木）から令和2年10月14日（水）午後3時までとする。

② 質問の方法

様式集第6号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

また、このとき本市は電子メールを受け付けた旨を、質問を出した民間事業者に電子メールで連絡することとする。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

③ 提出先

葛城市クリーンセンター

電子メールアドレス：katsu.clean@city.katsuragi.lg.jp

（電子メール送付にあたっては、表題は「質問提出事務局宛」とすること。）

(6) 本業務に係る公表に対する質問の回答

本業務に係る公表に対する質問についてホームページにて回答書を公開する。公開予定日時は、令和2年10月下旬を予定している。なお、電話及び口頭での対応はしない。不当に混乱を招くことが懸念されると判断された質問について

は、回答しない旨を回答書に記載する。

(7) 提案書類の受付

参加者は、次により本業務に関する提案書類を提出すること。

① 提出期間

令和2年10月1日（木）～令和2年11月20日（金）  
午前9時～午後5時

② 提出場所

葛城市クリーンセンター（葛城市當麻120番地）

③ 提出方法

持参とし、その他の方法を認めない。

④ 提案書類

提案書類については、次のとおりとし、書類は各正1部副10部を提出する。

ア 応募書類提出書（第7号様式）

イ 長期包括管理運営業務提案書（以下「提案書」という。）  
（第9号様式1～9）

ウ 長期包括管理運営業務提案書参考資料（第10号様式）

エ 見積書（第12号様式）、内訳書（第13号様式）

⑤ 提案価格記載要領

応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を提示すること。

⑥ 提案書類作成要領

提案書類は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。但し、図表に用いる文字はその限りではない。提案書には、会社名やロゴマークは一切使用せず、資格審査結果の通知に記載されている応募者番号を記入すること。

(8) 応募を辞退する場合

第1号様式にて参加表明書を提出し参加資格を認定された者は、次により本業務に関する応募を辞退することができる。

① 提出期間

令和2年10月1日（木）から令和2年11月16日（月）午後5時まで。

② 提出場所

葛城市クリーンセンター（葛城市當麻120番地）

③ 提出方法

様式集（第11号様式）に従って作成した応募辞退書を持参又は郵送とし、郵送による場合は、必ず「特定記録」とすること。

(9) 申し込み及び問合せ先

葛城市 市民生活部 葛城市クリーンセンター

住所：葛城市當麻120番地

電話：0745-44-5300

電子メール：katsu.clean@city.katsuragi.lg.jp

## 第5章 提案書類の審査

本業務の受託者の選定にあたっては、葛城市クリーンセンター長期包括管理運営業務委託に伴う公募型プロポーザル実施に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査の上、最も適切な参加事業者1者を選定する。

### 1 審査の方法

#### (1) 提案書類審査

ア 応募者が提出する提案書類の審査は、審査委員会が行う。

イ 提出された提案書類がすべて揃っていることを確認し、書類が不備の場合は失格とする。

ウ プレゼンテーション審査を11月下旬～12月上旬の間で実施する。

エ 審査委員会は、審査により項目ごとに得点を付与し（別紙審査基準参照）、各応募者の合計得点から応募者の順位を決定し審査結果とする。なお、審査委員会は、提案書類の内容から契約にあたって留意する事項があると考えるときは、審査結果にその旨を記載する。

#### (2) 優先交渉権者の特定

ア 本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を特定する。

イ 審査結果は、令和2年12月中旬を目途に応募者（代表企業）に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

ウ 優先交渉権者が契約を締結しない場合、本市は、審査委員会が示した審査結果の順位に従い、次の優先交渉権者を決定する。

## 2 公募及び特定に係る事務の担当

葛城市役所 市民生活部 葛城市クリーンセンター（担当：白澤、津本）

住 所：葛城市當麻120番地

電 話：0745-44-5300

電子メール：[katsu.clean@city.katsuragi.lg.jp](mailto:katsu.clean@city.katsuragi.lg.jp)